

資料-51 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と株式会社JSP関西工場（以下「乙」という。）は、たつの市内に発生した地震、洪水その他による大規模災害（以下「災害」という。）時において、避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設等の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設(以下「施設」という。)の範囲をあらかじめ甲と協議し、避難所等承諾書（様式第1号）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、近隣地域住民の住家が被害を受けた場合、また、近隣地域住民の指定避難所への経路が寸断された場合において、その被害状況に応じ、指定避難所では十分な対応ができない場合は、施設を避難所として開設することができる。ただし、乙が被災する等、乙において施設を避難所として開設することが困難と判断した場合は、甲乙協議して開設の可否を決定する。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所等を開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（様式第2号）で、乙に対して通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、甲は、乙に対し口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、あらかじめ避難所等運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

7 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するもの

とする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(様式第3号)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(様式第4号)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間延長され、以後においても同様とする。

(中途解除)

第11条 甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、相手方に対し、解除希望日の1ヶ月前までに書面により通知することで、この協定を解除することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月30日

甲 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
兵庫県たつの市
たつの市長

乙 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
株式会社JSP
代表取締役

様式第1号（第2条関係）

令和元年 月 日

たつの市長 様

所在地 たつの市新宮町下笹515番地

事業名 株式会社 J S P 関西工場

代表者名 ○○○ ○○ ○○

避難所等承認書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時における避難所等としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 所在地 兵庫県たつの市新宮町下笹515番地
- 2 名称 MF棟
- 3 避難所等指定 避難場所 [2階 会議室]
面積 250平方メートル
※別紙施設図面のとおり

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

株式会社 J S P 関西工場 様

たつの市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第4条の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用目的 及び施設	避難所用施設として
利用人数	避難者数 名
その他	AED設置、非常用発電機設備あり オストメイト対応トイレ・簡易シャワー設備あり 災害ベンダー対応自動販売機設置

※連絡先：総務部危機管理課 担当（ ） 電話

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

株式会社 J S P 関西工場 様

たつの市長

避難所等使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における避難所等施設利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長を申請します。

記

1 使用施設名称

2 延長日時の予定

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

3 利用人数
名

4 延長の理由

5 連絡先

総務部危機管理課 担当（ ） 電話

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

株式会社 J S P 関西工場 様

たつの市長

避難所等使用終了届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第9条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定に基づき、施設を現状に復し引き渡します。

記

- 1 終了日時
年 月 日 時まで
- 2 引渡し予定日時
年 月 日 時まで
- 3 連絡先
総務部危機管理課 担当（ ） 電話